

# 独占禁止法遵守に関する アンケート結果について

令和5年3月31日



一般社団法人 日本印刷産業連合会

# 1. 独占禁止法アンケート調査概要

- ・ 調査目的：印刷事業者による談合事件発生を受け、再発防止に向けた取組みとして「独占禁止法のポイント」を発行。会員各社の独禁法についての理解度、冊子の活用状況、再発防止への取組み状況等の把握のため
- ・ 調査期間：令和5年2月10日～2月28日
- ・ 調査企業：日本印刷産業連合会の会員10団体に加盟する会員企業に任意で回答を依頼
- ・ 回答企業：105社
- ・ 調査方法：WEBアンケートフォームによる回答方式

## 2. アンケート調査結果（概要）

### 概観

- ✓ 私的独占の禁止、不当な取引制限（カルテル・談合）の禁止、不公正な取引方法の禁止に対する社員の理解度については、9割以上の企業で一定数の社員が理解しているとの回答となりました。
- ✓ 配布された冊子の活用方法については、「社内勉強会のテキストとして使用」「関係部署・担当者間で回覧」の回答が8割以上でした。
- ✓ 昨年10月に開催したセミナーについては、「視聴した」「視聴予定」の回答が2割強に留まりました。
- ✓ 独占禁止法の違反防止策については、6割強の企業が何らかの取組みを行っているとの実態が表れました。

### 3. 回答企業属性情報

Q1. 貴社の所属団体は？（複数回答可）

団体名	回答数	割合
印刷工業会	30	24.2%
全印工連	24	19.4%
フォーム工連	25	20.2%
ジャグラ	6	4.8%
製本組合	0	0.0%
G C J	17	13.7%
全日本シール連合会	8	6.4%
全国グラビア	0	0.0%
スクリーン・デジタル	2	1.6%
全日本光沢化工	12	9.7%
合 計	124	100.0%

Q2. 貴社の資本金は？

資本金	回答数	割合
1千万円以下	29	27.6%
1千万円超5千万円以下	38	36.2%
5千万円超3億円以下	22	21.0%
3億円超	16	15.2%
合 計	105	100.0%

### 3. 回答企業属性情報

Q3. 貴社の従業員数は？

従業員数	回答数	割合
10人未満	19	18.1%
10人～50人未満	31	29.5%
50人～300人未満	34	32.4%
300～1,000人未満	10	9.5%
1,000人以上	11	10.5%
合計	105	100.0%

Q4. 貴社の年間売上高は？

年間売上高	回答数	割合
1億円未満	11	10.5%
1億円～10億円未満	42	40.0%
10億円～50億円未満	26	24.7%
50億円～100億円未満	5	4.8%
100億円以上	21	20.0%
合計	105	100.0%

## 4. アンケート調査結果と分析

Q5. 御社では私的独占の禁止、不当な取引制限（カルテル・談合）の禁止、不公正な取引方法の禁止等についてどの程度の社員の方が理解していると思われますか？

回答	回答数	割合
全社員が概ね理解している	37	35.2%
関わりの深い部門は理解している	28	26.7%
限られた社員のみが理解している	30	28.6%
分からない	10	9.5%
合計	105	100.0%

9割以上の企業で一定数の社員が理解しているようです。社内教育を充実させ、更なる理解度の向上をお願いします。

Q6. 日印産連では「これだけは知っておきたい 独占禁止法のポイント」改訂版（2022年5月）を発刊し、10団体の会員各社に送付しました。貴社ではこの冊子をご覧になりましたか？

回答	回答数	割合
見た	47	44.8%
届いているがまだ見ていない	21	20.0%
届いていない（又は分からない）	37	35.2%
合計	105	100.0%

「独占禁止法のポイント」は日印産連HPに掲載しています。  
URL：  
<https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=5448>

## 4. アンケート調査結果と分析

Q7. Q6で「見た」という方にお聞きします。貴社ではこの冊子をどのように活用されていますか。又は今後、どのように活用しようとお考えですか？（複数回答可）

回答	回答数
社内勉強会のテキストとして使用した	4
社内の関係部署、担当者間で回覧した	32
今後、社内の勉強会で活用したい	6
社内の関係部署、担当者間で回覧したい	12
活用の予定はない	5
その他	5
合計	64

回答していただいた多くの企業で冊子を活用していただいているようです。今後も継続しての活用をお願いします。その他の回答としては「社内ポータルサイトへの掲載」「コンプライアンス周知度確認テストの設問に利用」などの回答がありました。

Q8. Q6で「見た」という方にお聞きします。この冊子の内容はいかがでしたか？

回答	回答数	割合
分かりやすく理解が深まった	19	35.2%
具体的な事例が紹介され、参考になった	32	59.2%
専門的な用語が多く分かりにくい	3	5.6%
合計	54	100.0%

## 4. アンケート調査結果と分析

Q9. 昨年10月「独占禁止法のポイント」セミナーを開催しました。また日印産連HPより、セミナーの動画を視聴することができます。貴社ではこのセミナーまたは動画をご覧になりましたか？

回答	回答数	割合
視聴した	7	6.7%
今後視聴する予定	18	17.1%
視聴するつもりはない	8	7.6%
知らなかった	72	68.6%
合計	105	100.0%

セミナーの動画は会員企業限定で視聴することが可能です。冊子と併せて社内教育等にご活用ください。  
URL:<https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=5568>

Q10. Q9で「視聴した、今後視聴する予定」という方にお聞きします。貴社ではこの動画をどのように活用されますか？（複数回答可）

回答	回答数
疑問に思う点について確認し、理解を深める	13
定期的に視聴し、法律の内容を忘れないようにする	5
社内の関係部署、担当者に独禁法を周知徹底する	18
合計	36



## 4. アンケート調査結果と分析

Q 1 1. 貴社では独占禁止法の違反防止策として、以下のような取組みを行っていますか？  
(複数回答可)

回答	回答数
年に1回以上、関係部署に勉強会を実施し、独占禁止法への理解を深めている	21
官公庁の受注物件については、入札に至るまでの経緯等を会社に報告している	22
同業者との接触は行わないよう、周知徹底している	31
コンプライアンスのための社内通報窓口を設置している	23
特に行っていない	51
合計	148

回答した半数の企業では、何らかの違反防止の取組みを行っているようです。未実施の企業においても、できることから取り組んでいければと思います。

## 4. アンケート調査結果と分析

Q12. Q11の選択肢以外に実施している取組みがありましたら、教えてください

回答の中からいくつかご紹介します

- \* 本社のコンプラ部門において、日常的に独占禁止法に関わる情報収集を行っている
- \* 推進リーダー制度（各部門に設置し実務現場のコンプライアンス意識の醸成・浸透を図る制度）を通じた行動指針の読み合わせ
- \* 担当役員によるリスクマネジメント体制（コンプライアンス委員会等）の強化
- \* 営業部門を対象にした独占禁止法違反の再発防止に向けた講習・面談の実施
- \* 営業部門を対象に「メール監視システム」によるモニタリング

Q13. 今後、日印産連で実施して欲しい取組み等がありましたら記入してください

回答の中からいくつかご紹介します。

- \* 独禁法に反する事例と顛末について、会社が負う責任や損害、得意先との取引に与える影響、関係者に問われる責任などについて知らせることが、抑止力につながると考える
- \* 官公庁の入札において、何故、談合行為が起こるのか掘り下げて分析して欲しい。官公庁、地方公共団体側にも多々問題点があると思う
- \* 中小・零細企業では、このような教育・研修は難しいので、定期的に、最新の事例をアップデートしながら研修を進めて頂きたい